松橋小学校部活動育成会規約

第１条　本会は松橋小学校部活動育成会（以下、単に本会という）と称する。

第２条　本会は松橋小学校部活動実施方針に則り、松橋小学校部活動の後援活動を行うことを目的とする。

第３条　本会は第２条の目的を達成するために、学校と緊密な連絡を取り、各部活動の活動を援助する。

１　各部活動を援助する事業

２　その他、本会の目的達成に必要な事業の計画または後援。

第４条　本会は部活動参加児童の保護者・松橋小学校職員によって組織する。

第５条　本会の本部事務局を松橋小学校に置く。

第６条　本会に次の役員及び指導者（小学校職員等）を置く

育成会会長１名　育成会副会長４名　部長各部１名

指導者各部代表１名　外部指導者　会計１名　監査２名

書記１名　顧問２名

第７条　役員及び指導者の任務は次のとおりとする。

１　育成会会長は本会を代表し、会務を統括する。

２　育成会副会長は、育成会会長を補佐し、育成会会長が不在のときは、職務を代行する。

３　部長は、各部の育成会活動の企画運営にあたる。

４　書記は、本会の庶務を担当する。

５　会計は、本会の会計事務を担当する。

６　監査は、会計を監査する。

７　指導者及び外部指導者は、部活動実施方針に則り指導にあたる。

８　顧問は、本会の全般にわたる相談に応じる。

第８条　役員および指導者の選出は次のように行う。

１　育成会会長・副会長は、ＰＴＡ会長及びＰＴＡ副会長が兼任する。

２　部長は参加児童の保護者より選出する。

３　書記は、小学校職員(部活動主任）がこれにあたる。

４　会計は、小学校職員(事務職員)がこれにあたる。

５　監査は、ＰＴＡ書記と保体委員長が兼任する。

６　指導者(各部代表)は、活動及び予算等の計画・運営を行う。

７　外部指導者は、校長が委嘱する。

８　顧問は、校長と教頭がこれにあたる。

第９条　役員及び指導者の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、任期を過ぎても後任が決定するまでは、その任にあたるものとする。

第10条　総会は、会長が招集し年１回開催する。臨時に開催することもできる。

第11条　　総会は次の事項を行う。

１　規約の決定および変更

２　予算の議決及び決算の承認

３　事業計画の審議

第12条　　総会は構成員の過半数の出席により成立する。また、議決は出席者の過半数の賛成を要し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

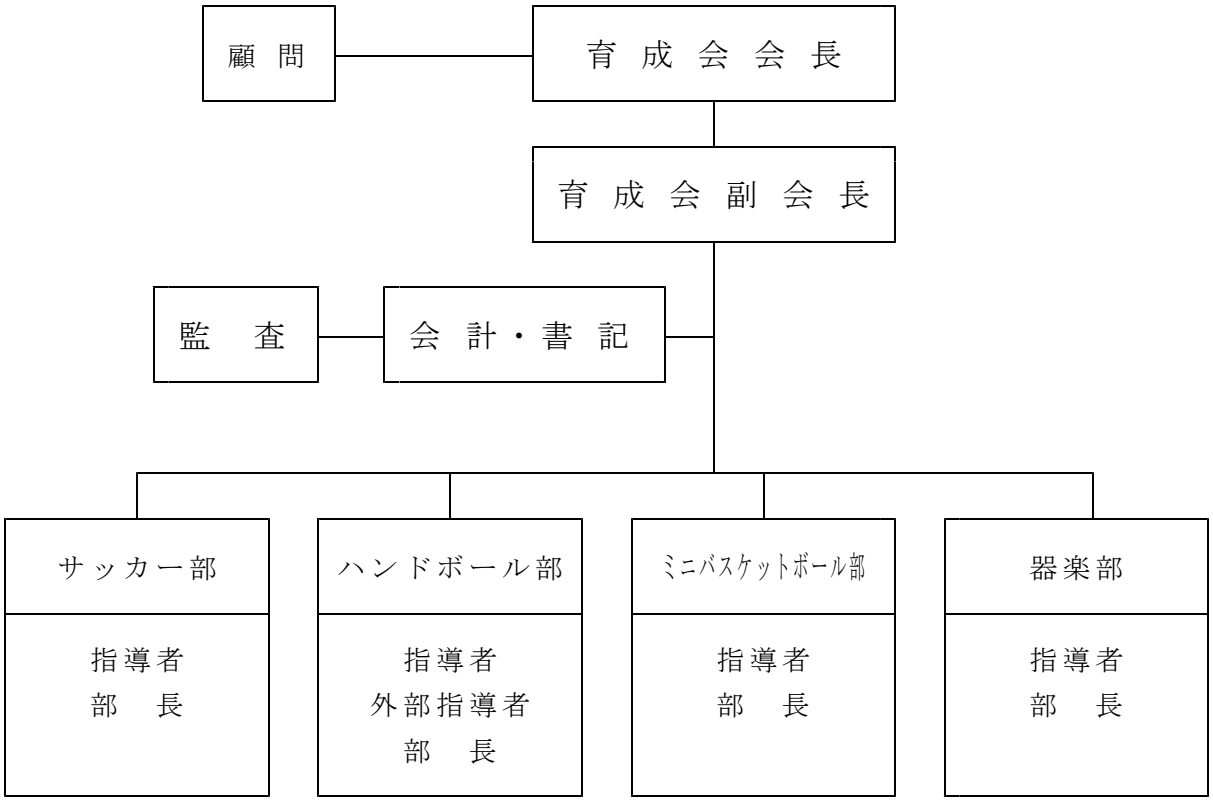
第13条　　第６条で定める役員、指導者で構成する会議を運営委員会と称し、育成会会長が招集する。

第14条　　運営委員会は本会の目的を達成するための事業を企画し、執行する。

第15条　　本会の経費は部活動費、各部活動後援会費をもってそれにあてる。

第16条　　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第17条　　付則



＊平成１２年５月１０日より施行

＊平成２４年４月２６日一部改正